

議案第12号

鶴ヶ島市ともに生きるやさしさのあるまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例について

鶴ヶ島市ともに生きるやさしさのあるまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備することにより、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するため、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市ともに生きるやさしさのあるまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例

本市は、障害のあるなしにかかわらず、全ての市民が互いに思いやり支え合いながら、安心して学び、働き、暮らすことができるまちの実現を目指している。

障害のある人が障害のない人と分け隔てられることなく地域の中でともに生きるやさしさのあるまちをつくるためには、私たちが障害の特性を理解するとともに、障害のある人がそれぞれの障害の特性に応じた方法で情報の取得及びコミュニケーションを円滑に行える環境を整えることが必要である。

しかし、障害のある人は、その障害の特性により音声や文字による情報を取得することや、うまく自分の意思を伝えることが難しく、その結果、自分の望む生活を実現できなかつたり、周囲の理解不足に苦しんだりするなど、その家族も含め日常生活の中で困難を余儀なくされている。

私たちは、このような認識を共有し、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備することにより、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関し基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、その施策を推進することにより、それぞれの障害を理解し、全ての市民が互いの人格及び個性を尊重し支え合う共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける

状態にあるものをいう。

(2) 障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、代筆、代読、点字、音訳、拡大文字、情報通信機器の使用、平易な表現、ひらがな表記、写真、絵図等の障害の特性に応じて利用される情報の取得及びコミュニケーションの手段をいう。

(3) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(4) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮であって、可能な範囲で最大限提供されるべきものをいう。

(5) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、その他障害者の情報の取得及びコミュニケーションを支援又は補助する者をいう。

(基本理念)

第3条 障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備は、障害者の情報の取得及びコミュニケーションを行う権利を尊重し、全ての市民が互いに人格及び個性を尊重し合うことを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者に対する合理的配慮を提供するとともに、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の理解の促進及び利用しやすい環境の整備に関する施策の推進を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、障害者が障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を提供するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段に対する理解促進に関する施策

(2) 障害者が障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する施策

(3) コミュニケーション支援者の養成及び確保に関する施策

(4) 災害その他非常の事態における、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の確保に関する施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

2 市は、必要に応じて施策の見直しを行うものとする。

(意見の聴取)

第8条 市は、前条第1項各号に掲げる施策に関し、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を当該施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。